

差別的税制なくそう！ 『業者婦人の働き分を認めて！』

所得税法第56条は廃止させよう

学習交流会にご参加ください！

講師：全商連婦人部協議会会長 大石 邦子さん

日時：7月26日（日）10時～受付、10：30開始、15時終了予定

（午前：講演、午後：請願採択へ向けて交流・昼食用意しています）

会場：G-NETしが

（男女共同参画センター：近江八幡市鶴飼町 80-4・TEL0748-37-3751）

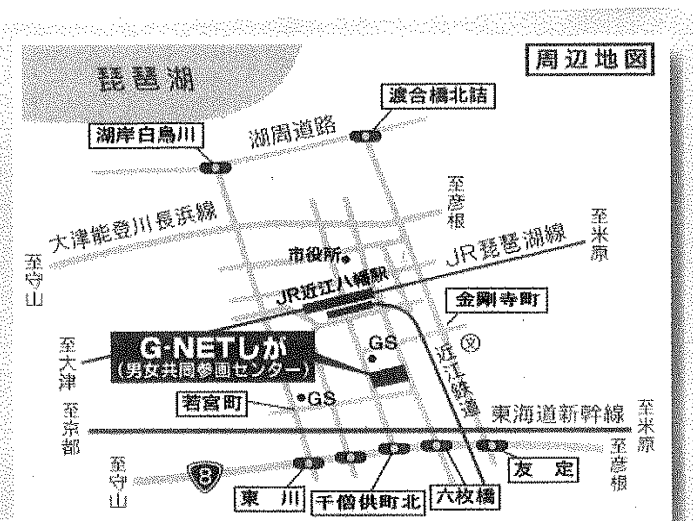
「子どもを保育園に入れるのに、所得証明が出ない」「車のローンも組めない」「休業保障、出産・育児休暇もない」「低単価、低い年金」・・・働き分が認められないことは人権が認められないのと同じです。

所得税法第56条は、自営業の家族専従者控除を配偶者86万円、その他の家族50万円しか認めていません。年間86万円や50万円で一人の人間がどうやって生きていけるというのでしょうか。政府は『中小企業憲章』（2010年6月）を制定し、中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役」と位置づけました。とりわけ、家族経営を「地域社会の安定をもたらす」と積極的に評価しています。

しかし、税制は自家労賃を認めない戦前の価値観のまま。課税最低限は最も低く、申告形態も記帳によって差別されています。

*

今、全国では405自治体が56条廃止の請願を採択しています。滋賀県は採択自治体ゼロです。業者婦人の働き分を認めない56条廃止へ、採択を広げるための学習会に是非ご参加ください。



主催：民商婦人部・滋商連婦人部協議会